

診療情報提供のご案内

—大分県済生会日田病院 診療記録（カルテ）等開示の手順—

当院では、平成17年4月1日全面施行となりました「個人情報の保護に関する法律」及び、厚生労働省において策定されました「診療情報の提供等に関する指針」に基づき、診療記録（カルテ）等の開示を含む、診療情報の提供を行っております。提供の方法は、以下の2通りあります。

診療内容の説明

当院では、インフォームド・コンセント（説明と同意に基づく医療）の理念に基づき、日常診療における診療内容の積極的かつ丁寧な説明による情報提供を行うことがまず第一であると考えております。診療内容についてのご質問などがありましたら、診察時に主治医又は看護師まで遠慮なくお問い合わせください。

診療記録等の開示

日常診療での説明以外にも患者様からの申し出があれば、診療記録等の閲覧等による開示も行っております。

診療情報は、患者様の大切な「個人情報」ですので、**患者さんご本人による申請が原則**となります。また、開示に当たりましては当院内に「診療情報提供委員会」を設置するなどして、開示の手続きを慎重かつ厳格に行っておりますので開示までに多少の時間がかかりますことをご了承ください。

1 個人情報（診療記録等）の開示を求め得る対象

- 1) 患者さんが成人で判断能力がある場合は、患者さんご本人
- 2) 患者さんに法定代理人がある場合には、法定代理人。ただし満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者さんご本人のみの請求を認める場合があります。
- 3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人。
- 4) 患者さんご本人が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者様の世話をしている親族及びこれに準ずる方
- 5) 患者さんご本人が委任した代理人
- 6) 患者さんが死亡した場合は、患者様の配偶者、子、父母及び同居の親族（これらの方に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む）

2 開示の方法

- 1) 「個人情報に関する開示請求書」による開示請求
 - ・開示請求者が、所定の開示請求書により病院長に開示請求します（受付は診療情報管理室）。この際に、開示を希望する診療記録等及び開示方法（閲覧・複写の交付）も併せて明記します。
 - 2) 開示等の手続きにかかる個人情報漏洩を避けるため、以下の方法により開示を求め得る対象であることの確認をさせていただきます。
 - ・開示請求者の本人確認の為、公的機関が発行したもので住所・氏名・顔写真等が掲載されている書類の提示・提出又はその他（顔写真付きでないものなど）の書類の組み合わせの提示・提出により本人確認を行います。
 - ・本人確認は1つの書類の提示・提出により本人と認められるもの、又は2つの書類を組み合わせ本人と認められるものにて確認を行います。
 - ①1つの書類の提示・提出により本人と認められるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書〔外国籍の方〕、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、写真付き身体障害者手帳、官公庁や特殊法人等が発行した写真付き身分証明など）
 - ②2つの書類の提示・提出により本人と認められるもの（保険証、印鑑証明書、各種年金手帳、介護保険被保険者証、写真なし住民基本台帳カードなど）
 - ・法定代理人の場合は、資格を証明する書類（15歳未満の親権者は全部事項証明書（戸籍謄本）、成年後見人は登記事項証明書等）の提示が必要です。
 - ・任意後見人の場合は、任意後見契約の登記事項証明書の提示が必要です。
 - ・患者さんご本人の親族及びこれに準ずる方の場合、全部事項証明書（戸籍謄本）等の患者さんご本人との関係がわかる証明書の提示が必要です。
 - ・患者さんご本人に委任された代理人による請求の場合は、患者さんご本人の身分証明書の写し及び当院指定の委任状（任意様式の原本でも可）が必要です。
- ※提出された証明書等は、当院控えとして複写の同意を得た後、複写後は原本を速やかに返却します。
- 3) 開示請求者への通知
 - ・開示請求受付後は必要に応じて、開示の可否について検討するために設置した「診療情報提供委員会」を開催するなどして、速やかに病院としての可否を決定し通知します。通知は開示請求書を受け付けた翌日から起算して、原則として14日以内に遅滞なく書面をもって行います。
 - 4) 開示方法等
 - ・開示を行う場合、日常の医療・サービス提供への影響を考慮して、日時、場所、方法等を指定させていただきます。
 - ・閲覧時間は、原則として1時間以内となります。なお、当院の診療情報管理室職員が立ち会いとして同席致しますので、予めご了承ください。開示請求時にご希望があれば、担当医が立ち会い、診療記録等の補足説明（原則として1時間以内）を致します。

3 開示ができない場合

診療記録等の開示については、次に掲げる事由に該当する場合には、開示請求に応じられないことがあります。

※**個人情報の保護に関する法律 第28条第2項**（開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる）

- 1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 3) 他の法令に違反することとなる場合

4 開示に伴う経費

- ・開示手数料 1,100円（消費税込）
- ・開示実施手数料（複写の交付） 診療記録等A4サイズ1枚20円（希望に応じて両面印刷可能）、CD-R1枚1,100円（診療記録等電磁的記録を電子媒体で提供した場合）、画像診断フィルム半切1枚250円・大四ツ切1枚210円、CD-R1枚1,100円（消費税込）

個人情報（診療記録等）の開示に関する問い合わせ先

〒877-1292 大分県日田市大字三和643-7

社会福祉法人  大分県済生会日田病院 診療情報管理室 TEL 0973-24-1100（代） 内線2610

個人情報保護に関する苦情・相談窓口

社会福祉法人  大分県済生会日田病院 医事課 TEL 0973-24-1100（代） 内線2151

令和4年 4月
院 長